令和 4年監査報告第 2号関係分(令和 4年 5月18日報告)

健康福祉局(高齢福祉部関連事務に限る。高齢福祉部関連事務を担当する区役 所及び財政局の課室を含む。)

(令和 5年 2月28日現在の状況)

措置状況 番号 指摘 (監査結果) 備考 (措置の内容又は未措置理由等) (2)日常生活用具給付事業の見直しについ 本件、高齢者日常生活用具給付事業 措置済 て(支出事務) における給付方法や限度額については、 本市では、在宅の高齢者の日常生活 今回の指摘を受けて、他の政令指定都 の安全を確保するため、電磁調理器等 市の中で、本市同様の事業を実施して の日常生活用具を給付する事業を行っ おり、かつ事業規模も類似している大 ている。名古屋市高齢者日常生活用具 阪市、京都市及び広島市に対し、令和 4年 5月に電話で聞き取り調査を行う 給付事業実施要綱によると、用具の給 付を受けようとする者は、名古屋市高 とともに、大阪市には令和4年8月9 齢者日常生活用具取扱業者登録要綱に 日に文書による調査も行いました。 より登録された業者(以下「取扱業 また、本市は、給付対象者が高齢者 者」という。)から収受した見積書を であることから、日常生活用具の給 付を取り扱うことができる業者につい 添付した申込書を市長に提出し、給付 の決定とともに発行された給付券を取 て登録制をとっており、登録資格に 扱業者に渡し用具の給付を受けるとさ は、福祉用具レンタルサービスにおけ れている。その際、生活保護の被保護 る「シルバーマーク」の認定を受けて 世帯等を除いた者については、用具ご いることや、市内全域の高齢者の日常 とに定められた限度額又は用具の価格 生活用具の給付等に関し、迅速に対応 のいずれか低い額の10/ 100に相当す できる体制が整っていること、故障等 に関し適切な相談等を行うものが常時 る額を負担するとされている。また、 電磁調理器の限度額は平成21年度に いること等を定めているところです。 20,000円に変更されているが、この金 こうした、高齢者への対応を含め市 額は当時における取扱業者の販売価格 場価格を反映したものとするため、市 内の家電量販店、中小規模の家電販売 を平均して設定されたものである。 日常生活用具給付事業における電磁 店及び高齢者日常生活用具登録事業者 を対象に令和 4年11月、12月に文書に 調理器の給付実績について調査したと ころ、過去3年の給付実績は表1のと よる調査を行いました。 おりで、令和 2年度は 600件以上の給 この市場価格に関する調査結果や他 付があり、当初予算額を超える実績金 の政令指定都市の電磁調理器の給付状 額となっていた。(表1省略) 況をふまえ検討した結果、より経済的 また、今回の監査対象区において最 な事業となるよう、電磁調理器の給付 も給付件数の多かった同一製品に係る 限度額を、令和 5年度より20,000円か 販売価格は、表 2のとおり取扱業者に ら17,000円に変更することとしまし よって大きな開きがあり、全体の給付 件数の半数以上が限度額に近い19,001 今後も適宜市場価格の動向を踏ま 円~20,000円の販売価格となってい え、限られた予算の中で、より充実し た事業を実施できるようにしてまいり た。この要因の一つとして、取扱業者 が限度額ありきで販売価格を設定でき ます。 (高齢福祉課) ることが考えられるが、平成21年度以

番号	指摘(監査結果)	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	降、高齢福祉課では給付方法や限度額について経済性の観点からの検討を実施していなかった。(表 2省略)高齢福祉課においては、限られた予算の中でより充実した事業を実施できるよう、他都市の事業内容等も調査した上で、より経済的な給付方法等を検討されたい。(高齢福祉課)		

令和 4年監査報告第 2号関係分(令和 4年 5月18日報告)

健康福祉局(公の施設の指定管理者監査分)

		(17 71 3 年 2 月 2 8 日 5 元 1 五 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	- / (//)
番号	指摘(監査結果)	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
(1) \(\tau \)	指定管理料の支出について (支出物の 大型 大型 (で で で で で で で で で で で で で で で で で で	本件、社会を は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 が出出での内和 4年 11 19 19 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	措置済

番号	指摘(監査結果)	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	(指定者分) (指定者分) 大学型者 大学型子 大学型子 大学型子 大学型子 大学型子 大学型子 大学型 大学型 大学型 大学型 大学型 大学型 大学型 大学型		
(2)	指定管理者が購入した備品の帰属について(その他) 本市では、各局室が指定管理者制度を運用する際に遵守すべきルールと指定管理者制度の運用に関する指定管理者制度運用指針」という。)を定めている。 指定管理者の協議により締結する基本協定書において、備品の撤去・撤収のた備品の帰属、備品の撤去・撤収のための費用分担等の取扱いを明記するととされている。 指定管理者が購入した備品の帰属等に関する条項及び管理状況について調	本件は、名古屋市鯱城学園、各福祉会館ともに基本協定書に指定管理者が購入した備品の帰属について明記していなかったことが原因です。今回の指摘を受け、指定管理者と協議のうえ、鯱城学園に変更協定を締結し、本事した。ま本協定書の帰属についたしました。また、の備品の帰居についたしました。また、令和2年度に指定管理者が購入の通知を行った備品については令和4年1月に財務会計総合システムに	措置済

番号	指摘(監査結果)	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	査たとこのとおりで書きる場合では、 をとこのとおりで書きている。 名書でのに、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	登録を行いました。今後も、は、通過を行いました。今後も、は、通過を行いた備品について、高齢福祉会にのおいます。 (高齢福祉会館のというのは、名古屋市総合社会福祉会館の基本体協定書について、ことを踏まえ、第30を登ります。 (本書において、とのでは、とのでは、とのでは、とのでは、とのでは、とのでは、とのでは、とのでは	

令和 4年監査報告第 3号関係分(令和 4年 9月 8日報告)

住宅都市局(工事)

番号	指摘(監査結果)	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
1(1)	建設工事が6種類の適正処理について(積算) 環境では、大学などのでは、大学など、大学など、大学など、大学など、大学など、大学など、大学など、大学など	本件は、建設廃棄物の処理に関して 職員のことが消化、 では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部	措置済

番号	指摘(監査結果)	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
1(2)	排煙ダクトの施工について(施工) 国土保護の大の施工について(施工) 国土保護の構工について(施工) 国土保護の構工について(機集) 準については、大変には、大変には、大変による、では、大変によった。のでピナカーはは、大変にないがででピカーがは、大変にないが、大変にないが、大変にないが、大変にないが、大変にないが、大変にないが、大変にないが、大変にないが、大変になり、大変にないが、大変にないが、大変にないが、大変にないが、大変にないが、大変にないが、大変にないが、大変にないが、大変にないが、大変にないが、大変にないが、大変にないが、大変にないが、大変にないが、大変にないが、大変にないが、大変にないが、大変にないが、大きにないが、大きにないが、大きにないが、大きにないが、大きにないが、大きにないが、大きにないが、大きにないが、大きにないが、大きにないが、大きにないが、大きにないが、大きにはないが、大きにはないが、大きにはないが、大きにはないが、大きにはないが、大きにはないが、大きにはないが、大きにはないが、大きにはないが、大きにはないが、大きにはないが、大きにはないが、大きにはないが、大きにはないが、大きにはないが、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには	本件は、受注者及び職員が、ダクト製作据付時においての確認」が、今のかどのと考えています。 これを受け、特理をのいますが本業したのであると考えています。 これを受け、担当主幹が本業したのであるとのでであるとのでである。 これをでは、担当でのできた。 場内では指すできた。 は出行のでは、地域では、一つでは、一つでは、一つででででは、は、一つででででででででででででででで	措置済
1(3)	単価契約に関する指示ごとの工事の完 了検査について(検査) 名古屋市住宅都市局工事請負単価契	本件は、指示ごとの完了検査に関し て職員の認識が不足していたことが原 因であることから、令和 4年 6月23日	措置済

番号	指摘(監査結果)	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	約約では、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大き	の職場会議において工事担当係長が本 実務を行う職員に対し、名古屋市住宅 都市局工事請負単価契約者についてに 基づくら指導した。なお、施工中の類似案件につい適正に完了検査を したしてより適正に完けるといて周知するととにより、一般会において周知するとによります。 会後も会議等の機会において周知することに指示では、 会後によります。 (緑都市整備事務所)	
1(4)	道路の工事等における所轄警察署長の 許可又は協議について(その他) 道路交通法(昭和35年法律第 105号) では、道路において工事若しくは作業 をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人に対し当該行為に係る 場所を管轄する警察署長(以下「所轄 警察署長」という。)の許可を受けないと定めている。また、 同法では、道路法(昭和27年法律第 180号)による道路の管理者が道路の 維持、修繕その他の管理のため工事又 は作業を行なおうとするときは、 道路の管理者は、所轄警察署長に協議 すれば足りると定めている。	本件は、道路上での工事及び作業に関して職員の認識が不足していたことが原因であることから、大曽根北・筒井都市整備事務所では令和4年6月24日、緑都市整備事務所では令和4年6月23日の職場会議において工事担当係長が本実務を行う職員に対し、道路交通法の規定に基づき、必要な方もようにより、工事を実施しています。今後も会議等の機会においては、所轄警察署といては、所轄警察署といては、所轄警察署といては、所轄警察署といては、所轄警察署といては、所轄警察署といては、所轄警察署といては、所轄警察署といては、所轄管察署といては、所轄管察署といては、所轄管察署といては、所轄管察署とにより、工事を実施しています。	措置済

番号	指摘(監査結果)	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	「街路灯修繕工事(大北・筒井-1) 単価契約」及び「緑都市整備事務所所 管街路灯等修繕工事(単価契約)」に おいて、道路上で街路灯の修繕工事を 行っていたが、あら可又は協議がなる所轄警察署長の許可又は協議が 工事を実施していた。 道路における施工等に際して他の交 における危険を関り、及び道路のの安全と円滑を図り、及び道路のの に起因する障害の防止に資するとの所 整察署長の許可の取得又は協議の 整察署長の許可の取得又は協議の 警察署長の許可の取得又は協議の 等容者とい。 (大曽根北・筒井都市整備事務所、 緑都市整備事務所)	(大曽根北・筒井都市整備事務所、 緑都市整備事務所)	

令和 4年監査報告第 3号関係分(令和 4年 9月 8日報告)

総務局 (工事)

		(1/H 0 2/120 H 2/HZ 4)	110-7
番号	指摘(監査結果)	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
1(1)	非常用の服明装置の改善について 精管理業基準と、(昭和25年有なて名権維と で、設定を定して、選節同ずた電子のでは、は、のののでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	今回の指摘を受け、指摘の内当該施設 営繕の内容を設定をかける。 「一個では、できました。」 「一個では、できました。」 「一個では、できました。」 「一個では、できません。」 「一個では、できました。」 「一個では、できません。」 「一個では、では、できまれる。」 「一個では、できまな、「できません。」 「では、できまな、「できまな、」 「できまな、) 「できな、) 「できな。) 「できな。) 「できな。) 「できな。) 「できな。) 「できな。) 「できな。) 「できな。) 「できな。) 「	措置済

番号	指摘(監査結果)	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
1(2)	接地抵抗値の改善について(維持管理 業務) 電和39年間差別の 電点とよる商異上具準と抗る上託っをと値でいか状。るれおは持る所関事理のれ働なをのよりなのよりでは下げたのでは、 でをうい準のでを第護術を以で以合施設を電抵放棄のでででは、 が選集でで持まめるが、 が選集でではでは、 が選集ででは、 が表別ででをうい。 が表別でであり、 が基準のにる。 を第一次ではでは、 が表別でではでは、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、	今回の指摘を受け、指摘の内容については、令和 4年 7月 8日にし、速やかに当該をやかに当事を行うように改めを善していない。	措置済

令和 4年監査報告第 3号関係分(令和 4年 9月 8日報告)

経済局 (工事)

番号	指摘(監査結果)	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
1	低圧幹線の設計について(設計) 電気に関連を第52号策準して、設計の数量を第52号策準して、 電気に関連を第52号策準して、 電気に関連を第52号策準して、 電気に関連をの設定では、 一型を変にでは、 一型を変にでは、 一型を変にでは、 一型を変にでは、 一型を変にでは、 一型を変にでは、 一型を変にでは、 一型を変にでは、 一型を変にでは、 一型を変にでは、 一型を変にである。 一型のでは、 一型のでは、 一型のでは、 一型のでは、 一型のでは、 一型のでは、 一型のでは、 一型のでは、 一型のででは、 一型のでは、 のので、 のので	本件は、電気設備の技術基準の解釈における低圧幹線の保護についての確認不足が原因であったことから、令和4年9月20日に監査書で、低圧幹線の保護について技術基準の解釈に適合にした。	措置済